家庭クラブ通信 10月号

発行/愛媛県立川之江高等学校家庭クラブ



① 「消費者教育」出前講座

9月16日、愛媛県消費生活センターの方が講師となり、1年生を対象に「消費者教育」出前講座を実施しました。オンラインでの実施のため、直接講師の方とお会いすることはありませんでしたが、消費生活センター側からの講座の様子は愛媛新聞



講座の様子(101)

(10月3日付け)で取り上げられました。2022年4月から18歳以上は成人となることから、高校生のうちに成人となります。自立した消費者としての行動ができるように、学んだことを生かしてほしいです。

─ ☆消費者問題クイズ~皆さんならもう分かるはず~☆ ・

- Q1 店で買い物をするとき、契約が成立するのはいつ?
 - ①商品を受け取ったとき。 ②代金を払ったとき。
 - ③店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき。
- Q2 17歳の高校生が保護者に内緒で10万円の化粧品セットを契約した。 この契約は取り消せる?
 - ①取り消すことはできない。 ②未成年取消ができる。
 - ③保護者が取消を求めたときのみ、未成年取消ができる。
- Q3 消費生活について相談したいときにかける電話番号は?
 - ① 1 1 8 ② 1 8 8 ③ 1 8 9

② ポンポンマスコット製作

1年生「家庭基礎」では、近隣の幼稚園などに贈るポンポンマスコットの製作に取り組みました。この活動は、愛媛県が実施する「未来へつなぐ社会共生プロジェクト」の一環で実施し



製作の様子(105)

ています。今年も子どもたちと触れ合い体験ができないことは残念ですが、子どもたちのことを思いながら作りました。中には、自作の作品を持って帰りたいと思う人もいました。11月の文化祭で展示後、プレゼントする予定です。

③ 文化祭のお知らせ

家庭クラブでは、「家庭クラブ活動・家庭 科作品展」として、これまでの家庭クラブ 活動の報告や家庭科の授業で作った作品(ポ ンポンマスコット)、ホームプロジェクトな どの展示をします。



今年も「**シトラスリボン**」を広める活動を行います。水引で作ったシトラスリボンにみきゃん、しこちゅ~がついたキーホルダーを販売します。売上は**歳末たすけあい募金**に充てる予定です。皆さん御協力をお願いします。

また、東予支部研究協議会で行う予定だったバルーンアートやペットボトルキャップ、シトラスリボンを使った壁面飾り、中学生体験授業で行ったスノードーム作り体験などいろいろな企画を考えています。

2年前の文化祭で好評だった手作りクッキーは今年も販売できず残念ですが、 楽しみながら社会貢献ができるよう、また多くの人に家庭クラブについて知っ てもらえるよう準備中ですのでお楽しみに。

11月2日、第2教棟1階212教室(103隣)で行います。ぜひ来てください!

④ ペットボトルキャップ回収クラスマッチ途中報告(10/1現在)

2 学期からペットボトルキャップの回収を始め、約1か月での集計結果です。 1 位の 101 は家庭クラブ委員が率先してクラスに呼び掛け、教室のかごに入り きらないと家庭で集めたペットボトルキャップを個別に被服室に持って来る人 もいました。小学生の頃から家庭で集める習慣が続いているのだそうです。そ の他の皆さんも、これを機に分別の習慣を付け、リサイクルしませんか。

月末もしくは月初めに定期的に回収する予定ですが、回収かごに入りきらなくなったら、その都度家庭クラブ委員もしくは教室ゴミ捨て担当者が被服室に持ってきてください。その際必ずクラス名を伝えてください。

飲料用ペットボトルのキャップを キャップ以外の物を混ぜないで 洗った後の水分はよく切って シールなどははがして



集まったキャップの一部(101)

☆ルールを守った回収に御協力をお願いします☆



